令和８年度
嘉手納町放課後児童クラブ運営事業者
公募型プロポーザル実施要領

令和８年（2026 年）10 月

嘉手納町子ども家庭課

１．概要

（１）趣旨

嘉手納町の放課後児童クラブは、現在、町内２小学校区において、公営の放課後児童クラブ２施設、民営の放課後児童クラブ４施設が開設されている。

少子化傾向の中においても、本町では就労家庭の増加や核家族化の進行などの要因により放課後児童クラブの需要が高まっており、これまでも民営放課後児童クラブの新規開設により、定員拡大を図ってきたが、現状においても待機児童解消には至っていない。

この状況に対応するため、本町では「嘉手納町第１期こども計画　第３期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、放課後児童健全育成事業の提供体制の確保に取り組んでいるところであり、今後も定員を超えることが予測される地域を対象に、嘉手納町の施設条例に基づく利用許可を受けて放課後児童クラブの運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定するものである。

（２）内容

本要領で定める、施設・運営に関する条件を満たす放課後児童クラブを設置し、運営する。

（３）募集対象地区

放課後児童クラブ施設を運営する地区は、嘉手納小学校区とする。

（４）募集対象及び募集数

事業は、本町が指定する下記の施設において放課後児童クラブ１支援単位を募集するものとする。

ア　施設の概要

項　目	内　容
名　称	嘉手納町放課後児童健全育成施設 **※現在建設工事中**
所有者	嘉手納町
所在地	嘉手納町字嘉手納 312 番地（別紙参照）
構造規模	補強コンクリートブロック造　地上１階
面　積	敷地 249.82 ㎡　延床 144.21 ㎡
図　面	別紙のとおり

イ　施設の利用許可条件

（ア）　本施設は、今後制定予定の当該施設に係る設置条例等に基づき、放課後児童健全育成事業の用に供するため、行政財産の施設利用許可を与えるものとする。

（イ）　利用許可の期間は、許可の日から令和 14 年３月 31 日までとする。
ただし、許可の効力は毎年度更新とするため、事業者は毎年度定められた期日までに利用許可申請を行い、町の許可を受けなければならない。なお、上記の期間満了後における次期事業者については、改めて公募による選定を行うものとするが、現に事業を実施している事業者の応募を妨げるものではない。

（ウ）　本町の承諾なく本要項の目的以外に施設を使用してはならない。

（エ）　施設の権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

（オ）　本町の承諾なく目的外使用等を行った場合は、利用許可を取消し、原則として原状

回復の上、施設を返還すること。

（カ） **維持管理に要する費用（光熱水費及び通信費を含む）は、運営事業者が負担すること。**

（キ） 施設の利用時間は、原則として、午前８時から午後８時までとする。ただし、騒音・振動等を伴わない事務作業等については、この限りではない。

（５）業務期間

原則として令和９年４月に開所し、開所から５年間継続して運営すること。開所後、社会情勢の変化等により、５年間して運営することが困難な場合は町と協議を行うこととする。

２．応募資格

応募は、次に掲げる事項を全て満たす法人（社会福祉法人、一般社団法人、特定非営利活動法人又は株式会社等）とする。

（１）応募日時点において３年以上の法人運営実績を有すること。

（２）応募日時点において３年以上、子育て関連事業（グループ会社の実績や労働者派遣業務を除く。）の運営実績を有すること。

※　子育て関連事業　放課後児童健全育成事業、保育所、児童館、児童養護施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援事業所等

（３）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第２項第２号に規定する放課後児童健全育成事業を、児童福祉法、子ども・子育て支援法、嘉手納町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及びその他関係法令を遵守して適正に運営できること。

（４）地方自治法施行令（昭和 22 年政第 16 号）167 条の４の規定に該当しないこと。

（５）運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であり、次のいずれにも該当しないこと。

ア　直近３年間の会計年度において、２年以上損失を計上している。

イ　直近３年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過になっている。

（６）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

（７）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

（８）健全な財政状況であり、納付すべき税を滞納していないこと。

（９）次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（町との契約に関する業務を行う事務所をいう。）の代表者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用して

いると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（10）他の町内放課後児童クラブと連携を図るなど、本事業に積極的に協力できること。

（11）保護者との交流を図り、保護者の意見を運営に反映させる努力を行うこと。

（12）保護者及び地域との信頼関係を築けること。

（13）町内で既に同事業を運営している法人等の応募も可能とする。ただし、既存の事業所・施設を移転させて本公募に応募することはできない（令和８年 10 月 21 日時点で令和８年度に事業を継続実施しないことが決定している場合を除く）。既存事業の継続維持を前提とし、本公募において別途新規に事業を実施できる体制を有していること。

３．運営の条件

（１）利用定員規模

40 人とする。ただし、待機児童等の状況を鑑み、面積基準の範囲内で定員以上に児童を受け入れることを可とする。

（２）入所対象児童

嘉手納町内在住で、原則として保護者が労働等の理由により昼間家庭にいない嘉手納小学校に就学している児童

（３）開所日

月曜日から土曜日とし、年間 250 日以上開所しなければならない。なお、日曜日、祝日及び年末年始等の開所については、運営側の独自の裁量によるものとする。

（４）開所時間

平日の開設時間が平均３時間以上、学校休業日については８時間以上とする。

なお、開所時間とは、児童を受け入れることができる時間を指しており、これは小学生が実際に利用可能な時間、一般的に考えると学校の授業が行われていない時間（放課後児童クラブの運営に関する会議や打合せ、保護者等との連絡調整等の開所時間の前後に必要となる準備時間を除く時間）であり、かつ、以下の①～③の要件を満たすこと。

①　開所時間について、各事業所が定める運営規程等に定めており、利用者（保護者、児童）に周知していること。

②　開所時間中は、下記（５）職員配置の基準を満たしていること。

③　開所時間の設定に当たっては、事前の把握による利用者の利用ニーズがあることに加え、そのニーズを対外的に説明できる根拠資料（学校の時程表等により開所時間を確認できるもの）を備えておく必要があること。

（５）職員配置

放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに２人以上とする。ただし、１人を除き、補助員（放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

（６）運営方法

放課後児童クラブ運営指針（令和７年１月 22 日こども家庭庁育成局長通知）及び条例並び

に関係法令を遵守すること。

（７）利用料金等

本事業の補助対象事業者として選定された者は、保護者から徴収する**児童１人あたりの月額利用料金（基本料金）を 8,000 円以内に設定**すること。実費負担金等（おやつ代、延長利用料、長期休業期間中の特別加算金、行事・教材費等）については、月額利用料金には含まないものとする。

（８）その他

長期学校休業期間のみの利用希望があれば、その期間のみの受け入れを可能とする。

※　長期学校休業期間とは、夏季休業（７月下旬～８月下旬）、秋季休業（10 月上旬～中旬）、冬季休業（12 月下旬～１月上旬）、春季休業（３月下旬～４月上旬）を指し、詳細な日程は各小学校の計画による。

４．補助金等関係（重要）

（１）開所準備に必要な経費に係る補助金について

放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業及び開所準備に必要な経費については、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、以下の補助金を交付見込みである。

●補助上限額 3,000 千円（3,000,000 円以内）
　対象経費：設備の整備及び備品の購入等
【想定される設備の整備及び備品】
　サイン工事、インターネット工事、児童用机・椅子、静養室用ベッド、洗濯機、
　冷蔵庫、清掃用具、職員用机、椅子、パソコン、プリンター、テレビ、書類棚等
　※放課後児童健全育成事業に必要な備品と認められるものに限る。
　※事前に補助の対象となるか精査した上で補助金交付の可否を決定する。
　※補助上限額と対象経費支払額のうち、低い金額を補助対象額とする。

また、当該補助金の交付を受けるにあたっては、以下の点に留意すること。

補助金の交付決定前（本公募の選定の結果とは異なることに留意すること）に、改修工事及び備品購入の契約の締結を行うことはできない。

（２）運営費に関する補助金について

子ども・子育て支援交付金交付要綱及び嘉手納町放課後児童健全育成事業補助金交付規則に基づき補助金を交付する。

（３）（１）（２）それぞれの補助金については、国、県及び町の予算成立状況によって交付の可否が決定されることに留意すること。

（４）令和９年４月１日以降の開所を前提としているため、令和９年３月 31 日以前に開所した場合においては、令和８年度分の（２）の運営費に関する補助金は交付されないものとする。

（５）上記の補助金関係については、変更になる場合がある。

（６）補助金請求時には、町が指定する事業実績報告書を提出しなければならない。状況によっては、事業実績報告書の内容を確認するために現地調査を行うことがあるので留意すること。

５．質問の受付及び回答

（１）提出期限　令和８年11月４日（水）午後５時まで（必着）

（２）提出方法　質問書【様式7】により、電子メールで提出すること。

提出先：hoikushien@town.kadena.okinawa.jp

※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

（３）回 答 日　令和８年11月６日（金）予定

（４）回答方法　嘉手納町公式ホームページに掲載

６．提出書類

（１）提出書類

様式１～６及び質問書（様式７）については、嘉手納町ホームページよりダウンロードすること。

ア　嘉手納町放課後児童クラブ運営事業者応募書類　【様式１】

イ　事業者概要書　【様式２】

ウ　子育て支援事業運営実績【様式３】

エ　事業計画書　　【様式４】

オ　職員配置計画書【様式５】

カ　資金収支計画書【様式６】

キ　開所準備に必要な経費の見積書（４（１）に記載する補助金を受けようとする場合）

※経費の詳細な内訳がわかるものであること。

ク　その他の添付書類

・事業者の決算書類（貸借対照表及び損益計算書）（３年間分）
・法人登記謄本又は法人の履歴事項全部証明書
・定款の写し
・現場管理者（予定者）の履歴書（任意様式）
・現在運営している事業等の案内資料
・現在運営している事業の令和７年度収支決算書
・最新の法人市町村民税の納税証明書
・土地登記簿謄本及び建物登記簿謄本

（２）必要部数等

提出書類の部数は７部（原本１部・副本６部）。副本はコピー可

※応募書類はＡ４サイズのフラットファイルに綴り、書類ごとにインデックス（様式１を除く）を付け、表紙の上段に「放課後児童クラブ運営事業者応募書類（正）又は（副）」、下段に「事業者名」、背表紙に「放課後児童クラブ運営事業者応募書類（正）又は（副）事業者名」を表示すること。

※インデックスは、指定された提出書類毎に付けること。また、決算関係書類等の年度別の資料については年度別のインデックスを付けること。

７．提出期間等

（１） 提出期限　令和８年 11 月 19 日（木）午後５時まで（必着）
（２） 提出場所　嘉手納町役場子ども家庭課保育支援係（町役場１階）
（３） 提出方法　持参により提出（郵送では受付しない）。
※提出日は事前に子ども家庭課へ連絡して担当と日程調整すること。
※上記の提出期限、提出場所、提出方法が適合しないものは受付しない。

８．審査方法等
（１）第１次審査（書類審査）
提出された事業計画その他内容について審査し、一定の基準点に達した事業を選考する。ただし、応募が４事業者以下の場合は、第１次審査を省略し、提出書類の審査及びプロポーザルによる審査のみを実施するものとする。

プロポーザル審査実施予定：令和８年 12 月中旬予定
※正式な日時は別途通知する。
※本審査は、議会における関連条例の承認を前提として実施する。このため、議会の審議状況等により、当初の予定から日程が変更となる場合や、通知から審査実施日までの期間が短小（タイト）になる場合があることから、応募者はあらかじめ提案内容等の準備に留意されたい。

第１次審査により選考された者に対し事業計画についてのプロポーザルを実施し、下記９で示す審査基準に基づいて評価するとともに、最も優れている事業を選定する。

９．プロポーザル審査
プロポーザルは以下の審査基準により審査する予定である。
（１）実施方法
１社あたりプレゼンテーション１５分、質疑応答５分の合計２０分を予定
（２）出席者
３人以内とする。質疑応答に対応できる者が出席すること。
（３）審査基準及び配点
ア　業務遂行能力（配点：２０点）
・法人としての経営基盤や財務状況が安定しているか。
・過去の児童福祉事業等の運営実績から、安定した組織運営が期待できるか。
・本事業を遂行するための主体性や、町との連携・協調性が図れる体制にあるか。
イ　事業内容（配点：５０点）
・放課後児童クラブ運営指針等に基づき、適切な育成支援（遊び、生活指導、安全管理等）の計画が立てられているか。
・保護者との連絡体制や、地域住民・学校との連携を図る具体的な工夫がみられるか。
・障がい児や個別の配慮が必要な児童への対応、アレルギー対応等の安全・衛生管理が具体的に考えられているか。
・児童の健全育成や豊かな体験活動など、当該クラブにおける独自性や特色を活かした魅

力ある運営プログラムが計画されているか。

ウ　人員体制（配点：３０点）

・必要な資格（放課後児童支援員等）を有する十分な数のスタッフが確実に見込まれているか。

・職員の配置計画、シフト作成の妥当性、欠員時のバックアップ体制が現実的かつ十分であるか。

・職員に対する研修計画や労務管理（安全・衛生配慮）が適切に行われる体制にあるか。

（４）審査結果の通知・公表

審査結果については、応募者全員に対し書面で通知する。

10. 日程（予定）

内 容	時 期
応募の開始	令和８年 10 月 22 日（木）
質問書の提出期限	令和８年 11 月４日（水）
質問への回答	令和８年 11 月６日（金）予定
応募受付締切	令和８年 11 月 19 日（木）
第１次審査 ※応募が４社以下の場合は省略	令和８年 12 月上旬
プロポーザル審査	令和８年 12 月中旬
選定結果の通知	令和８年 12 月下旬

11. 失格事項

応募者又は提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、その応募を失格とする。

（１）応募書類及び添付書類が要件に適合しないもの

（２）プロポーザル審査に出席しなかったもの

（３）虚偽の申請を行い、応募資格を得たもの

12. その他留意事項

（１）提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。

（２）応募書類に虚偽の記載をした場合は、応募書類を無効とする。

（３）応募書類は返却しない。

（４）書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、応募者の負担とする。

（５）嘉手納町情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、応募者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。

（６）別途、書類の提出依頼があった場合には協力されたい。

（７）事業者に決定した場合は、放課後児童クラブ運営にあたり、本実施要領に記載した諸条件や関係法令を遵守するとともに本町（本町が委任等をする者を含む）の指導・助言に従うものとする。また、放課後児童クラブの設置に係る周辺住民等との合意形成等につ

いては、事業者において責任をもって行うものとする。

（８）事業者に決定後、申請内容に虚偽等があったと認められるとき又はその他の事情により、適切な育成支援事業の実施が困難と認められるときは、決定を取り消すことができるものとする。この場合、事業者はすでに要した費用の弁済を求めることはできない。

（９）決定した事業者は、本件に係る権利を第三者に譲渡することはできない。ただし、正当な事由により嘉手納町が認めた場合は、この限りでない。

（10）**令和８年 12 月定例会等において当該施設に係る設置条例が可決・成立されなかった場合、本公募は無効とし、この場合、事業者はすでに要した応募に係る費用等の弁済を求めることはできない。**

13. 担当部署（提出・問合せ先）

嘉手納町子ども家庭課保育支援係　担当：幸地（こうち）、當銘（とうめ）

ＴＥＬ　：098－956－1111（内線 272、275）

E-mail　：hoikushien@town.kadena.okinawa.jp

対応時間：月曜日から金曜日 8：30～17：15（12：00～13：00 及び祝祭日を除く）

※応募書類の提出については、提出日を事前に上記担当者まで連絡して調整すること。